

# 平成23年第5回教育委員会

## 臨時会会議録

平成23年3月24日

東久留米市教育委員会

平成23年第5回教育委員会臨時会

平成23年3月24日午後1時10分開会

本庁舎6階教育長室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名  
(5) その他  
(6) 諸報告2  
①平成23年第1回市議会定例会について  
②その他  
○3月18日以降の地震関連の状況について

---

出席委員(5名)

委員長	榎本隆司	第一職務代理	井上敏博
第二職務代理	矢部晶代	委員	松本誠一
教育長	永田昇		

---

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長	鹿島宗男	総務課長	下川尚孝
指導室長	片柳博文	生涯学習課長	田中潤
学校適正化等 担当課長	桑原茂	学務課長	稲葉勝之
教育部主幹	山下一美		

---

事務局職員出席者

庶務係長	鳥越富貴
------	------

### ◎開会及び開議の宣告

- 委員長 これより平成23年第5回教育委員会臨時会を開会する。本日は全員出席であり、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

(午後1時10分開会)

---

### ◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名委員は2番松本委員に願います。

### ◎報告事項の追加

- 委員長 日程第2に入る前に、本日の報告事項について事務局から追加の申し出がある。説明を求める。
- 総務課長 本日は人事案件の報告事項に「東久留米市公立学校教職員の任免について」の1件を予定していたが、議案としてお示ししています「東久留米市教育委員会職員の異動について」のうち、「嘱託職員」の任命権者については市長であるため、嘱託職員の異動についても報告事項とさせていただきたい。
- 委員長 ただ今、報告事項の追加が出たので了承していただきたい。については日程に変更が出たので、新たな日程を配布する。

(新しい日程を配布)

---

### ◎公開しない会議の宣告

- 委員長 本日の議案は人事案件のため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないことをご諮りする。公開しない会議とすることに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、よって公開しない会議とする。

(公開しない会議を開催)

(公開しない会議を閉じる)

---

### ◎その他

- 委員長 日程第5、その他について。事務局から何かあるか。
- 教育部長 ない。
- 委員長 ないようなので次に進む。

### ◎諸報告2

- 委員長 日程第6、諸報告2に入る。「①平成23年第1回市議会定例会について」から、順次説明を求める。
- 教育部長 資料として今朝の新聞記事を用意したのでご覧いただきたい。昨日開催された予算特別委員会において、平成23年度の一般会計予算案が賛成少数で否決された。28日が本会議の最終日であるが、おそらく同じ結果になると思う。
- 委員長 何か何うことはあるか。

- 委員 どのような予算の組み方になるのか。
  - 総務課長 年度当初の1カ月または2カ月分の必要経費のみを組むことになる。
  - 教育部長 暫定予算になった場合の現時点での問題点としては学力テスト、奨学資金の給付、給食の再開、児童・生徒の健康診断等の実施の時期が挙げられる。
  - 委員 学校運営に影響が出ないことを望んでいる。
  - 委員長 この件については以上でとどめる。ほかに何かあるか。
  - 教育部長 3月18日以降の地震関連の状況について報告する。3連休中に市役所1階で被災地へ送る物資を集めたところ、当日はボランティアが100名程度集まり、502箱となった。物資は東京都が一括で現地に送るため、都の集積センターに送った。
  - 委員長 何か何うことはあるか。
  - 委員 各地が被災者の受け入れを行っているが本市ではどうなのか。
  - 教育部長 本市にいらしている被災者は一時的な避難をしている方々のため、本市への転入は考えていないようである。4月からは現在の場所から青少年センターへ移っていただく予定である。
  - 委員 通学はどうなっているのか。
  - 指導室長 現時点では東京都から本市への受け入れの指示はきていない。住民票を本市に移された方については対応を図ることになる。
  - 委員 新学期からの給食実施の時期はいつになるのか。
  - 教育長 授業を全日実施することになれば給食も実施する方向で検討している。
- 

#### ◎閉会の宣告

- 委員長 これをもって、平成23年第5回教育委員会臨時会を閉会する。  
(午後1時40分閉会)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年3月24日

委員長 榎本隆司（自署）

署名委員 松本誠一（自署）